

## **[事案 29-323] 新契約無効請求**

・平成 30 年 7 月 25 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

変額保険の運用額から諸費用が控除される割合について説明を受けなかったことを理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 27 年 12 月に契約した変額保険について、運用状況を保険会社に確認したところ、運用実績自体は増益であるにも関わらず、積立金がマイナスになっていたことから、以下の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 勧誘にあたり、募集人から、保険料のうちどの程度が運用に回り、また諸費用に充てられるかにつき説明がなく、過去の投資経験に基づき、諸費用の割合は投資額（保険料）の 5% 以内であると誤認した。
- (2) 運用実績が増益なのに積立金がマイナスになっている理由として、保険会社から、保険料の約 3 割が諸費用として控除されるためという説明を受けたが、そのことを知っていたら契約していない。
- (3) 諸費用は、保険契約締結の重大な判断要素になるものであるから、書面と口頭とで詳細な説明がなされるべきである。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が、申立人に対し、諸費用が保険料に占める割合について、5%以内であると説明したことはない。
- (2) 申立人は、募集人に対し、諸費用の保険料に占める割合が 5%以内であることが、本契約を締結する動機であることを伝えていない。  
また、本契約の商品類型において、諸費用の割合は、契約締結の決定的な判断要素とは言えない。
- (3) 諸費用（契約の締結・維持および死亡保障に必要な費用（以下、「保険関係費」という。）ならびに運用関係費の総称）は、被保険者の年齢・性別・運用状況等により異なるため、あらかじめ具体的な金額、上限額および計算方法を表示することはできず、この旨を設計書に明示している。ただし、運用関係費については、可能な限りで明らかにしている。  
また、設計書には、運用実績が 0%である場合の保険期間満了日における払込保険料累計額と解約返戻金額を例示しており、この記載から諸費用の保険料に占める割合を概算で計算することは可能である。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、諸費用の保険料に占める割合が 5%以内ではない場合は一般的に本契約を締結しなかったとは認められず、一方、申立人が本契約締結の動機を保険会社に表示していた

とも認められず、また、本契約の説明等に関して保険会社および募集人に落ち度があったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。